

累 積 投 資 約 款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまと水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との投資信託受益権の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って投資信託受益権の累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

(累積投資の種類)

第2条 当社が取扱う投資信託受益権の累積投資コースは次のとおりとなります。

- 1 日興公社債投資信託
- 2 日興外貨建MMF（マネー・マーケット・ファンド）のUSドル・ポートフォリオ
- 3 南アフリカランドMMF（マネー・マーケット・ファンド）
- 4 トルコリラMMF（マネー・マーケット・ファンド）
- 5 当社が選定する追加型投資信託

(累積投資の申込方法)

第3条 お客さまは、買付を希望する投資信託受益権の種類に応じて、当社が設定する累積投資コースごとに、総合取引約款に定める方法により申込みものとします。ただし、既に他の累積投資コースにおいてお申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込みをもって当該累積投資コースについての契約の申込みが行われたものといたします。

(金銭の払込み)

第4条 お客さまは、投資信託受益権の買付にあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます。）を当該累積投資コースごとに払込むことができます。ただし、お客さまが保護預りにかかる有価証券の利金、収益分配金および償還金を累積投資コース（日興MR Fを除きます。）へ入金する取引をご利用になる場合を除いて、第1回目の払込金はこれを各累積投資コースの申込みのときに払込むものとします。

- 2 前項の払込金は、次の各号に定める金額を下回らない額とします。
 - 1 日興公社債投資信託は3千円以上
 - 2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは10米ドル以上（円貨決済の場合は、1,000円以上）
 - 3 南アフリカランドは100南アフリカランド以上（円貨決済の場合は1,000円以上）
 - 4 トルコリラは10トルコリラ以上（円貨決済の場合は1,000円以上）
 - 5 追加型投資信託は1万円以上
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号、第4号、第5号、第6号の累積投資コースについては、お客さまが、有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金により買付ける場合、次の各号に定める金額で払込むことができます。ただし、次の第2号、第3号、第4号については、当社において外貨で支払われるものに限りです。
 - 1 日興公社債投資信託は1円以上
 - 2 日興外貨建MMFのUSドル・ポートフォリオは0.01米ドル以上
 - 3 南アフリカランドMMFは0.01南アフリカランド以上
 - 4 トルコリラMMFは0.01トルコリラ以上

(買付方法・時期および価額)

第5条 当社は、各累積投資コースの買付について、次の各号のとおり取扱います。

- 1 日興公社債投資信託
お客さまの口座残金が指定された有価証券の買付価額に達しているときは遅滞なく公社債投信の買付を行います。

2 日興外貨建MMF

お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なく外貨建MMFを買付いたします。

3 南アフリカランドMMF

お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なく南アフリカランドMMFを買付いたします。

4 トルコリラMMF

お客さまから取得の申込み（申込金額とその払込通貨を明示）があった日（締切時間：午後2時）の翌営業日に払込金を受入れ、遅滞なくトルコリラMMFを買付いたします。

5 追加型投資信託

目論見書に記載する方法により追加型投資信託の買付を行います。

2 前項の買付価額は、当該累積投資コースにかかる目論見書に記載する価額とします。

3 買付けられた投資信託受益権の所有権およびその果実または元本に対する請求権は、当該買付のあった日からお客さまに帰属するものとします。

(有価証券の保管)

第6条 この契約によって買付けられた投資信託受益権は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の投資信託受益権と混合して保管いたします。

2 お客さまは、その指定する投資信託受益権と同一種類の投資信託受益権に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約にもとづく投資信託受益権として当社に寄託することができます。

3 当社は、この契約による投資信託受益権については、その保管に際し、これを大券に取りまとめる場合があります。

4 当社は、この契約によって買付けられた投資信託受益権のうち、振替法にもとづく振替制度において取り扱う投資信託受益権については、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款により取り扱います。

5 前各項の規定により混合して保管する投資信託受益権については、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

1 寄託された投資信託受益権と同銘柄の投資信託受益権に対し、寄託された投資信託受益権の額に応じて共有権または準共有権を取得すること。

2 新たに投資信託受益権を寄託するときまたは寄託された投資信託受益権を返還するときは、その投資信託受益権の寄託または返還については、同銘柄の投資信託受益権を寄託している他のお客さまと協議を要しないこと。

(果実等の再投資)

第7条 累積投資コースにかかる投資信託受益権の収益分配金は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、これを当該累積投資コースに繰入れてお預りし、当該累積投資コースにかかる目論見書に記載された方法により買付を行います。

(金銭の返還)

第8条 当社は、この契約にもとづく累積投資コースにかかる投資信託受益権について、お客さまからその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該累積投資コースにかかる投資信託の目論見書に記載された方法により換金し、手数料等および信託財産留保額等を差し引いたうえ、当該目論見書に記載された受渡日以降にその代金をお客さまに返還いたします。

2 返還の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

(解 約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。

1 お客さまから解約の申し出があったとき

2 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき

- 3 当該投資信託受益権が償還されたとき
- 2 この契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中の投資信託受益権および当該累積投資コースの残高を扱店において、お客さまに返還いたします。
- 3 この解約の手続きは、第8条第2項に準じて行います。

(その他)

- 第10条 当社は、この契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 2 総合取引約款の第15条（免責事項）の規定は、本約款においてこれを準用いたします。

以 上

(2021年1月30日 改定)